(四件)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果 業者) (二件 (特定第一号油

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

○保安林の指定の解除 ○県営土地改良事業の工事の完了

○土地改良区の定款変更の認可 (二件)

(北部地方振興事務所)

 $\equiv$ 

(森林整備課) (農村振興課)

同

都市計画課

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

宮

○県営土地改良事業計画の変更

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 ○開発行為に関する工事の完了(二件)

(三件)

契

約 同

課

四 四

(建築宅地課)

農村振興課

几

(警察本部会計課)

七

Ŧī.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

告

(1)

○宮城県告示第九百三十一号

示

発 行

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、 条第一号の規定により告示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百)

平成二十七年十月九日

### ○宮城県告示第九百三十二号

ページ

〇四一二七〇〇三四六

一丁目十四番二号 黒川郡富谷町太子堂 僕の家 私の家

短期入所

動法人幸創

十平 月成

1十七年

事 業 所 番

号

所在地の名称及び

ービスの種類 指定障害福祉サ

設置者名

指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

二十三号) 同法第五十

第

次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった 同条第一項に規定する要件に適

合するものと認める

(農林水産経営支援課)

(障害福祉課)

平成二十七年十月九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

加第宮	
人二城 区十県	の加 名入 称区
の権二共 区の号第 域漁漁百 場業十	水域
域未メ線区支町合業宮	区
<ul><li>満1沖(所十の協城 のト合海の三北同県 区ル百岸地浜上組漁</li></ul>	域
年平 九成 月二 九十 日七	届出年月日
石卷市北上町十三浜字 佐々木市夫 田州三浜字 大室百九上町十三浜字 大字で表	発起人の住所及び氏名
るあに号二九(償漁 漁か規)百年昭法業 業び定第九政和施災 をす五十令三行補 とる条三第十令補	漁業の種類
人二 百 八 士	漁業 者数

# ○宮城県告示第九百三十三号

次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった 同条第一項に規定する要件に適

平成二十七年十月九日

七

合するものと認める。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

区七第宫 加五城 入十県	の加 名入 称区
域漁漁三び十共場業十共一第の権工第号五	水
の権二第号百 区の号百及三	域
満ー沖(浜うの地合業宮のト合海のちに見り	区
送ル百岸区田区支石同県 域未メ線域代の所巻組漁	域
年平 九成 月二 九十 日七	届出年月日
津田 元秋 常雄 元秋	発起人の住所及び氏名
るあに号二九(償漁 漁わ規)百年昭施 業が定第九中の一部 業がです五十令三行害 とる条三第十令補	漁業の種類
士 人	漁業 者 数

入二宮 区十城 一加第

九月二十八日平成二十七年

業す条三令和法漁業 るの号第二十令 の四)二十一令 りに第百九令 養規十九年( 種定八十政昭償

地市同宮で入共に業百城平 区浦組城告区済基災十県成 戸合県示のにづ害八告十 支の漁さ設係く補号示九 所塩業れ定る漁償(第年 の釜協た)加業法漁三宮 名加 入区の 称

区

域

届出年月日 同意成立の

発起人の住所及び氏名

養殖業の種類

養殖業者数

八人

宮城県知事

村

井

嘉

浩

## ○宮城県告示第九百三十四号

する要件に適合するものと認める。業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区十宫 八城 加県 入第	名加入区の
区西同宮で入共に業百城平 部組城告区済基災十県成 支合県示のにづ害八告十 所の漁ささ設係名補号示允に	X L4
の宮業れ定る漁賃(第年地戸協た)加業法漁三宮	域
月成二十十八七 日年	届出年月日
小野 成一 丁目二 - 十三 成一 下里 成一 一十三 成一 一十三 一十三 一十三 一十三 一十三 一十三 一十三 一十三 一十三 一十	発起人の住所及び氏名
業す条三令和法漁業 るの号第三年行 の四)二十行等 りに第百九令 養規十九年(補 殖定八十政昭償	養殖業の種類
士 六 人	養殖業者数

## ○宮城県告示第九百三十五号

する要件に適合するものと認める。業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

平成二十七年十月九日

### ○宮城県告示第九百三十六号

する要件に適合するものと認める。業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

平成二十七年十月九日

Ĺ	
Ì	
司意成立の	
211	
2011 C) ((1) L) (2.11 L)	宮城県知事
	村
	井
区域内	嘉
为持定	浩

入二宮 区十城 二県 加第	名加入区 称の
上仙仙七市同宮で入共に業百城平 )南台ヶ第組城告区済基災十県成 の支支浜一合県示のにづ害八告十 地所所支支の漁さ設係く補号示九 区(及所所塩業れ定る漁賃(第年 関び、、釜協た)加業法漁三宮	区域
九平 月成 二二十十 八七 日年	届出年月日
星 (東京 ) 東京	発起人の住所及び氏名
業す条三令和法漁 るの号第三十 の四)二十行災 りに第百九令害 養規十九年(補 殖定八十政昭償	養殖業の種類
四 十 四 人	養殖業者数

## ○宮城県告示第九百三十七号

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

する要件に適合するものと認める。 業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入三宮 区十城 二県 加第	名加入区 称の
の支同宮で入共に業百城平 地所組城告区済基災十県成 区(合県示のにづ害八告十 亘の漁さ設係く補号示九 理仙業れ定る漁償(第年 )南協た)加業法漁三宮	区域
九平 月成 二二 十十 八七 日年	届出年月日
本村 東地 東地 東地 東地 五十九 大倉 五十九 三十四 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	発起人の住所及び氏名
業す条三令和法漁 るの号第三十流業 の四)第三十行害 りに第百九令 養規十九年( 殖定八十政昭償	養殖業の種類
五人	養殖業者数

## ○宮城県告示第九百三十八号

五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。 県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

州崎	地区名
地防災事業) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農	事業の名称
平成二十七年五月八日	工事完了年月日

宮

## ○宮城県告示第九百三十九号

林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

平成二十七年十月九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

1 解除保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の四(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

(3)

2

縦覧場所

## ○宮城県告示第九百四十一号

条第二項の規定により、平成二十七年九月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十七年十月九日

○宮城県告示第九百四十二号

宮城県北部地方振興事務所

長 増 子 友

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

 $\frac{-}{1}$ 解除保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の四(次の図に示す部分に限る。)

2

保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び岩沼市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九百四十号

縦覧に供する。 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 志津川都市計画公園

名称 三・三・一号 松原公園

五・四・一号 南三陸町震災復興祈念公園

宮城県庁(土木部都市計画課)

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

第二項の規定により、平成二十七年九月三十日認可した。美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

宮城県北部地方振興事務所

所長

増

子

友

平成二十七年十月九日

### 告

公

次の事項を公告する。
○県営奥松島地区土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定によりを変更するため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により

報

平成二十七年十月九日

記

宮城県知事

村

井

嘉

浩

変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

平成二十七年十月九日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

| 二の一部、二十二番二の一部、二十二番地先の道| 多賀城市浮島字高原百五十番、同字西沢十九番宮城県知事 村 井 嘉 浩

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

多賀城市浮島字西沢二十二番地

の一部

志賀 久

(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域

平成二十七年十月九日

地域の名称
工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

宮城県知事

村

井

嘉

二工区 番一の一部、五十五番二、七十九番の一部、八十 先の道の一部、 三十六番、百三十七番一、百四十二番の一部、 百三十一番二、百三十二番一、百三十二番二、百 の道の一部、二十八番の地先の水の一部、九十番 四番一の一部、百五番の一部、百二十二番一の一 九十番一の一部、九十番二の一部、九十一番、 八十五番の一部、八十六番、八十七番、八十九番、 番の一部、八十一番の一部、八十二番、八十四番、 七番二の一部、四十八番の一部、四十九番、 三番一、四十三番二、四十四番、 番、二十八番、二十九番一、三十番、三十一番、 三十二番の一部、三十四番の一部、四十一番の一 三十一番一の地先の道の一部、百三十七番一の地 一の地先の水の一部、同市長磯原百三十一番一、 気仙沼市長磯下原二十五番、二十六番、 三十六番の地先の道の一部、四十八番の地先 百三十一番の一部、二十五番の地先の道の一 五十二番一、五十二番二、五十三番、五十五 四十二番一の一部、四十二番二の一部、四十 百三十六番の地先の水の一部 四十五番、 二十七 五十 四十 (第 百 百

気仙沼市

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地震災六○五三-○○一号) 落札に係る建設工事の名称 津谷川外河川災害復旧工事(その四)(平成二十七年度県債三一一落札に係る建設工事の名称 津谷川外河川災害復旧工事(その四)(平成二十七年度県債三一一

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

- 落札者を決定した日 平成二十七年八月十九日
- 四 田建設株式会社東北支店 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市青葉区一番町三丁目三番六号 戸田・淺沼・三浦建設工事共同企業体 代表者

戸

2

3

- Ŧī. 落札金額 八十六億二千八百二十三万円(消費税及び地方消費税を除く)
- 六 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札
- 入札の公告を行った日 平成二十七年六月九日

七

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 平成二十七年十月九日

嘉 浩

地震災六一〇五-〇〇二号)

落札に係る建設工事の名称

宮城県知事 村 井

伊里前川河川災害復旧工事(その二)(平成二十七年度県債三一一

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

落札者を決定した日 平成二十七年八月十九日

事共同企業体 代表者 青木あすなろ建設株式会社東北支店 仙台市太白区長町三丁目七番十三号 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 青木あすなろ・ノバック・青木マリーン特定建設工

六 Ŧī. 契約の相手を決定した手続き 一般競争入札 落札金額 二十億八千三百九十万円(消費税及び地方消費税を除く

七 入札の公告を行った日 平成二十七年六月九日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 3 D超音波検査装置 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 平成二十八年三月十 日 金
- 宮城県産業技術総合センター
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(5)

- 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て をしていない者であること。 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月 日施行) 別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- 営に事実上参加していると認められるとき による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 一条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 以下「暴対法」という。) )が暴力団員
- 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 ,又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図 (以下 | 暴

- という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき 力団 を持つ者として、 という。)、 警察から通報があった者若しくは警察が確認した者 暴力団員又は暴力団、 暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり (以下「暴力団関係者」
- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 「暴力団等」という。)<br />
  又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、 二二-二一一-三三三五)へ平成二十七年十月十六日(金)午後五時までに提出すること。 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す 宮城

### 入札書の提出場所等

電子調達システムの利用

県

公

報

引したり、又は不当に利用していると認められるとき

城

- る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。 きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約におけ れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
- 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、 入札説明書の交付場所並び
- 〒九八○−八五七○宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番
- 宮城県出納局契約課物品班 担当 佐々木 電話〇二二-二1 1 - 三三三三
- 3 平成二十七年十月十六日(金)まで2あて申し出ること。 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、
- 般競争入札参加資格審查

十日 は、 システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者 入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月十六日(金)から平成二十七年十月二 (火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、 参加資格の審査を受けな

(--)

- 書に定めるところにより平成二十七年十月二十日 書面により参加資格審査を受ける場合 参加資格の審査を受けなければならない 書面により入札に参加しようとする者は、 (火)までの間に必要書類を作成の上、提出
- は、これに応じなければならない。 開札日までの間において、□又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合
- 入札書の提出期限等

5

(三)

- システムを用いて入札する場合
- 午後五時まで 入札期間 平成二十七年十月二十二日(木)午前九時から平成二十七年十月二十三日(金)

書面により入札書を提出する場合

 $(\Box)$ 

- イ 日時 平成二十七年十月二十三日 **金**
- 場所 2に同じ
- ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。
- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所

平成二十七年十月二十六日 (月) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

- 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- Ŧî.
- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 2 札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入
- 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による

3

- に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 入札金額の記載方法 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費 その端数金額を切り

捨てた金額。 る金額を控除した金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す 以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

- 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 契約書作成の要否

7

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

9

### Summary

- Nature and Quantity of the Items to be Procured: 3D Ultrasonic Inspection System (1 set)
- Deadline for Delivery: March 11, 2016 (Fri.)

報

- Place of Delivery: Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government
- Deadline for Bid: October 23, 2015 (Fri.), 5:00 p.m.
- Japan, Tel.: 022-211-3333 Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Contact Person: Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 反則通告等管理システム賃貸借

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 葉区本町三丁目八番一号 仙台市青

- 落札者を決定した日 平成二十七年九月三十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番
- 町二丁目三番二十二号
- 六千四百八十万円

Ŧî.

- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札の公告を行った日 平成二十七年八月十八日

(7)

### 安 委 員

# 〇宮城県公安委員会告示第134号

規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの

平成27年10月9日

宮城県公安委員会委員長

猪俣

好正

資
格
劵
査
9
種類、
进
期日
_
$\equiv$
$\equiv$
日及び
旧及び場

格又は教習指導員の資格を追加して取得し ようとする者	資格審査の種類 新たに技能検定員の資格又は教習指導員 の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、数習指導員である者が 普通自動二輪車免許に係る技能検定員の資	資格審査の期日	資格審査の場所
下成27年12月25日まで	現に技能検定員、教習指導員である者が 普通自動二輪車免許に係る技能検定員の資 格又は教習指導員の資格を追加して取得し ようとする者	17 ボウクが11 日 11 日 よいで	仙台市泉区市名坂字 吉今65条斯
自動車安全運転センター中央研修所を修 了したこと等により資格審査の全科目が免 除となる者	新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の 普通自動車第二種免許に係る技能検定員の 資格又は教習指導員の資格を取得しようと する者で平成26年、27年度自動車安全運転 センター中央研修所を修了したこと等によ り資格審査の一部科目が免除となる者	平成27年12月25日まで	回月00日地 宮城県運転免許セン ター
	自動車安全運転センター中央研修所を修 了したこと等により資格審査の全科目が免 除となる者		

### 資格審査申請手続

受付期間

平成27年10月9日(金)から平成27年10月21日(水)までの午前8時30分から午後5時15分ま

2 受付場所

で(土曜、日曜及び祝日を除く。)

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

- 3 資格審査申請用紙の配布
- 配布期間

15分まで

平成27年10月9日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時